

松原公園整備基本構想策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

松原公園整備基本構想策定支援業務委託

2 目的

佐賀市では、令和3年度から令和4年度にかけて「松原公園周辺における歴史と文化を活かしたまちづくり懇話会」（以下 懇話会）を開催し、令和5年3月に「松原公園周辺の将来像」（以下 将来像）を取りまとめた。

本業務は、懇話会で取りまとめた将来像を具体化するために佐賀市が設置している「松原公園整備基本構想策定会議」（以下 会議）の運営支援を行い、かつ、集約された意見等をもとに基本構想及び、市民等に具体化された将来像を分かりやすく説明できるコンテンツを制作するものである。

3 業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

※会議等の進捗により契約を翌年度に繰り越す場合あり。

4 業務の内容

(1) 事前調査

令和3年度から令和4年度に開催した懇話会での議論内容及び取りまとめられた将来像を把握する。

(2) 基本構想策定会議の開催支援

会議（3回程度開催予定）に同席し、会議に必要な資料を適宜作成するなど、会議の運営を支援する。ただし、議事録の作成は除く。

(3) 課題の抽出

事前調査、会議での協議事項、別に市が実施しているサウンディング型市場調査の内容等から基本構想策定に関する課題を整理し、抽出を行う。

(4) 整備方針の作成

前項の課題を解決するための方策を検討する。

(5) 基本構想の作成

ア 基本構想の作成（パース図作成を含む）。

イ 公園整備後の姿を市民等に分かりやすく説明できるコンテンツの制作

(6) 事業化の検討

借地公園部分の整備（市整備）及び、土地所有者の民間開発部分（公園区域外）の事業に関して、国等の補助及び他自治体の類似事例の調査を行う。

(7) 概算事業費算出

作成した基本構想に基づく、概算事業費の算出を行う。

(8) 報告書とりまとめ

(9) その他

打合せ協議は、3回（初回・中間・最終）とするが、必要に応じて協議を行うものとする。

5 提案における留意点

制作するパース図やコンテンツは、市民等に公開することを念頭に、委託者が取扱いしやすいものであること。

6 委託業務実施体制

(1) 実施体制

ア 委託業務の実施にあつては、佐賀市と十分に協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る佐賀市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

イ 外部組織、協力会社等が存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打ち合わせ、報告に関する要件

受託者は、本業務受託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀市との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

7 業務終了後の提出書類等

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 委託業務の実施結果を記載した業務完了報告書 | ・・・ 1部 |
| (2) 本業務にて作成した成果品 | ・・・ 1部 |
| (3) その他実施内容の説明に必要と思われる資料 | ・・・ 1部 |
| (4) (1)～(3)の電子データ | ・・・ 1式 |

8 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあつては、佐賀市と随時打ち合わせをして行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、佐賀市と受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (3) 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀市及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。
- (4) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、佐賀市に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合は、佐賀市と協議するものとする。